

平成27年



とまり

議会だより



新しい議員の顔ぶれ

No.157

平成27年10月 発行

発行／泊村議会 責任者／議長 結城 智

〒045-0202
北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別191-7
TEL 0135-75-3451

4月26日 統一地方選挙で当選された議員の紹介



吉田茂樹
当選3回



三浦光博
当選2回



宇留間文宣
当選6回



小林常次
当選5回



結城智
当選3回



三浦弘文
当選3回



酒井元純
当選5回



梅庭英良
当選1回



大橋芳之
当選1回

専決処分報告書（泊村税条例の一部を
改正する条例）……………承認議決

監査委員の選任について……………
……………三浦 光博氏 同意議決

後志広域連合議会議員の選挙について
……………結城 智氏 当選

岩内・寿都地方消防組合議会議員の選
挙について……………三浦 弘文氏 当選

……………梅庭 英良氏 当選

岩内地方衛生組合議会議員の選挙につ
いて……………三浦 光博氏 当選

……………副議長の選挙について……………三浦 弘文氏 当選

……………議長の選挙について……………結城 智氏 当選

審議した議案

新しい議会構成決まる

議長に 結城 智氏
副議長に 三浦 弘文氏



副議長



議長

任期満了による改選後初議会である第三回臨時議会が五月十一日に開会され正副議長の選挙、常任委員、議会運営委員、原子力発電所対策特別委員の選任などの議会構成を決め、次いで監査委員の選任、専決処分報告の議案を審議し閉会いたしました。

総務社会常任委員会

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 小林 常次 |
| 副委員長 | 梅庭 英良 |
| 委員 | 小川 智 |
| 委員 | 結城 弘 |
| 委員 | 三浦 宣 |
| 委員 | 宇留間 博 |
| 委員 | 三浦 光 |
| 委員 | 吉田 茂 |
| 委員 | 大橋 芳之 |
| 委員 | 酒井 純 |

産業経済常任委員会

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 吉田 茂 |
| 副委員長 | 大橋 芳之 |
| 委員 | 結城 智 |
| 委員 | 三浦 弘 |
| 委員 | 三浦 宣 |
| 委員 | 宇留間 博 |
| 委員 | 三浦 光 |
| 委員 | 小林 常次 |
| 委員 | 梅庭 英良 |
| 委員 | 酒井 純 |

議会運営委員会

- | | |
|------|--------|
| 委員長 | 宇留間 文宣 |
| 副委員長 | 酒井 元純 |
| 委員 | 小林 常次 |
| 委員 | 吉田 茂 |
| 委員 | 結城 智 |
| 委員 | 大橋 芳之 |
| 委員 | 酒井 純 |
| 委員 | 梅庭 英良 |
| 委員 | 小川 智 |
| 委員 | 三浦 宣 |
| 委員 | 宇留間 博 |
| 委員 | 三浦 光 |
| 委員 | 吉田 茂 |
| 委員 | 大橋 芳之 |
| 委員 | 酒井 純 |

原子力発電所対策特別委員会

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 酒井 元純 |
| 副委員長 | 大橋 芳之 |
| 委員 | 結城 智 |
| 委員 | 三浦 弘 |
| 委員 | 三浦 宣 |
| 委員 | 宇留間 博 |
| 委員 | 三浦 光 |
| 委員 | 吉田 茂 |
| 委員 | 小林 常次 |
| 委員 | 梅庭 英良 |

岩内地方衛生組合議会議員

- | |
|-------|
| 三浦 光博 |
| 梅庭 英良 |

岩内・寿都地方消防組合議会議員

- | |
|-------|
| 三浦 弘文 |
|-------|

後志広域連合議会議員

- | |
|------|
| 結城 智 |
|------|

平成
27年

第2回 定例会

会期 6月18日～22日

平成二十七年度第二回泊村議会定例会は、去る六月十八日に招集され、会期を二十二日までの五日間と定め、開会初日十八日は、議長の諸般の報告と村長から行政報告、教育長から教育行政報告が行なわれた後、議案八件の提案理由の説明を受けた後、議案等調査のため休会といたしました。

二十六日は、一般質問が行われた後、議案八件の審議採決をし全日程を終了して閉会しました。

審議した議案

泊村監査委員の選任に付き同意を求めることについて……………原案同意

泊村監査委員として沼畑 智氏が満場一致で同意されました。

教育委員会委員の任命について……………原案同意

泊村教育委員として高島 聡氏が満場一致で同意されました。

泊村行政手続条例の一部改正について……………原案可決

条文を適正な表現に改めるための改正です。

泊村養護老人ホーム整備基金条例の廃止について……………原案可決

泊村養護老人ホーム工事等完了に伴う基金条例の廃止です。

とまり保育所整備基金条例の廃止について……………原案可決

とまり保育所工事等完了に伴う基金条例の廃止です。

後志広域連合規約の変更について……………原案可決

後志広域連合規約の条文の一部改正です。

平成二十七年度古宇郡泊村一般会計補正予算(第二号)……………原案可決

歳入歳出それぞれ一三、八七六千円を追加し、総額三九五、一八七六千円としました。

平成二十七年度古宇郡泊村集落排水事業特別会計(第一号)……………原案可決

歳入歳出それぞれ二二、〇三二千円を追加し、総額七〇、三四三千円としました。

平成27年
第二回 臨時会
会期 四月六日

審議した議案

報告

平成二十六年泊村繰越明許費繰越計算書の報告について

泊村総合戦略策定事業六、四八〇千円、定住促進事業一三、〇〇〇千円、消費活性化事業一五、〇〇〇千円を翌年度に繰越したことによる報告です。

承認

専決処分の承認を求めることについて
(平成二十六年度古宇郡泊村一般会計
補正予算第八号) ……原案可決

歳入歳出それぞれ一五、〇〇〇千円
を追加し、総額四、一二七、一八〇千円
としました。

歳入のおもなもの

臨時市町村道除雪事業補助金

一五、〇〇〇千円

歳出のおもなもの

財政調整基金積立金

二〇、〇〇〇千円

とまり保育所等解体工事

三、〇九三千元

とまり保育所外構工事

一、三一七千元

平成27年

第四回臨時会

会期 八月三日

審議した議案

工事契約の締結について…原案可決

一、工事名

盃地区公営住宅建設工事(建築主体)

二、契約金額 一五三、二五二千元

三、契約の方法 指名競争入札

四、契約の内容

鉄筋コンクリート二階建て

建築面積三七八・一〇㎡

床延面積五九〇・九二㎡

五、工期

自平成二十七年八月 四日

至平成二十八年七月二十九日

六、契約の相手方

佐竹、白戸、山二特定工事企業体

代表者 佐竹建設株式会社

一、工事名

盃地区公営住宅建設工事(電気設備)

二、契約金額 一八、六八四千元

三、契約の方法 指名競争入札

四、契約の内容 電気設備工事一式

五、工期

自平成二十七年八月 四日

至平成二十八年七月二十九日

六、契約の相手方

株式会社 富士電気商会

一、工事名

盃地区公営住宅建設工事(機械設備)

二、契約金額 一六、六三二千元

三、契約の方法 指名競争入札

四、契約の内容 給排水設備一式

五、工期

自平成二十七年八月 四日

至平成二十八年七月二十九日

六、契約の相手方

有限会社マリノテック

工事契約の締結について…原案可決

一、工事名

教職員住宅建設工事

二、契約金額 七二、六八四千元

三、契約の方法 指名競争入札

四、契約の内容 木造二階建て

建築面積一六三・〇七㎡

床延面積二九九・六四㎡

五、工期

自平成二十七年八月 四日

至平成二十八年二月二十九日

六、契約の相手方

茅沼・工藤・久々江
特定建設工事共同企業体
代表者 茅沼建設工業株式会社

工事契約の締結について…原案可決

一、工事名

緊急告知放送設備更新工事

二、契約金額 六六、九六〇千円

三、契約の方法 指名競争入札

四、契約内容 告知放送設備 六ヶ所

五、工期 屋外拡声器設備 十八ヶ所

六、契約の相手方 平成二十八年三月二十五日

北海電気工事株式会社

動産の取得について…原案可決

一、物品名

雪寒機械購入事業

二、契約金額 九、一八〇千円

三、契約の方法 指名競争入札

四、物品の仕様 除雪ドーザ 八t級

五、納期

平成二十七年十二月二十五日

六、契約の相手方

キャタピラーイーストジャパン㈱

一 般 質 問

酒井 元純 議員

- 地方版総合戦略（地方創生）の取組みについて
- 地域経済活性化対策交付金について
- 泊村観光振興の取組みについて
- 三浦 光博 議員
- 空き家対策について

酒井 元純 議員

地方版総合戦略
（地方創生）の
取組みについて



現在、国で進めております、地方創生地方版総合戦略策定の取組みについて、質問致します、国は地方創世関連二法案、地域活性化の基本理念の基、出産や育児がしやすい環境を整備し、地方で魅力ある雇用を創出するために、二〇一五年度から五年間で取り組む人口減少の克服の具体策を盛り込んだ総合戦略の取り組みを作成し、二〇一五年度末まで提出してもらおう、

雇用創出や子育て支援の取り組み「マチ・ひと・しごと・創生計画」の策定に、各市町村で、策定に向けて、検討委員会を立ち上げ検討を進めていると聞いております。泊村の策定に向けた取り組みについて、又、策定にあたって、首長や議会だけでなく、住民の参加した中で策定する事が望ましいと言われおりますが、策定に向けた取り組みについて、質問致します。

牧野 村長

それでは、酒井元純議員さんのいうところの地方創生地方版の総合戦略の策定についてということのご質問に対する、お答えをさせていただきたいと存じます。ご承知のとおり、国のほうは平成三十一年までの五カ年という計画の中で総合戦略を策定する努力を義務化してございます。そういう中で、私どもとしましては現在、策定委員会を立ち上げるべくつていう形で、これから進めていかなければならないなと思っておりますけれども、これには、それなりの考え方を持った立場を代表者として、産業界と行政教育、金融、労働というようないろんな関係のものがありますけど、それらを含めた中で、私どもは、策定していかなければならないなど、このように考えてございます。いずれにしても、そういう方向性で、これからも取り組んでまいりたいなどと、このように思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

酒井元純議員（再質問）

地方版総合戦略の取り組みについて、国では、人口減少対策は地域経済活性化の基本理念で、急激に進んでいる人口減少による地方の衰退は、国の衰退に向かう、今、歯止めをかけなければ大変な事になるとの危機感で本格的に取り組むと言われております、石破大臣が総合戦略の策定には住民参加で町の戦略を作る事が重要であり、各自治体が創意工夫して、地方版総合戦略を策定してもらおう、言われております。泊村、独自の取り組みについて、実現可能な戦略を策定しなければならぬと思えます、今後、具体的にどの様な取り組みをされていくのかお伺い致します。

牧野 村長

今、私のほうでお話し申し上げましたように、これからは具体性を持った形にしたいと思っておりますので、そのようにならしてお含みしていただきたいと思います。このように思います。

酒井 元純 議員

地域経済活性化対策交付金

について

地域経済活性化対策、交付金の活用について質問致します。

政府は人口減少対策や地域経済活性化対策で、景気回復の波を全国隅々に分けて、安心して働き、子育てできる地域づくり、人口減少克服の一環で地域経済活性化策として、地域住民生活の緊急支援交付金、地方創生先行型及び地域活性化、消費喚起生活支援型と、道から、地域ふれあいプレミアム商品券発行促進事業支援交付金が地域経済の支援策として、交付されております。他市町村は、この交付金を活用しプレミアム商品券を発行しこれまで以上の上積みや、新たな取り組みとして、商品券を発行し、地域経済活性化と、地域住民の生活支援対策に取り組んでおります。今回、泊村に交付された金額、国、道と併せた、交付額、交付金の活用内訳について、お伺い致します。

牧野 村長

二件目の地域活性化対策の交付金についてのご質問でございますが、これについてのご質問は、二点ほどございます。一点目は、地域の住民生活等の緊急支援交付金ということで、略して、地方創生先行型という交付金の取り扱いを村はどうしているのか、そういうことでございます。ご承知のとおり、私共の措置として進めているのは、あくまで、地方総合戦略に基づくところの基本的な調査段階の中で、いかにしてこの施策を進めていくかというところで、一つ目は、私共のビジョンとして、人口ビジョン及び総合戦略の策定にかかる調査費用ということで六〇〇万円計上させていただいてます。その他に定住促進少子化対策ということで五九九万六、〇〇〇円、合わせて一、一九九万六、〇〇〇円の交付金

を国のほうに要請することで進めてございます。実際には、総事業費は、一、九四八万円なんです。そのうち今お話した、一、一九九万六、〇〇〇円が補助で一般財源は七四八万四、〇〇〇円というふうな総合的な金額となります。それから二点目につきましては、地域活性化の地域住民生活等緊急支援交付金という、これは今、新聞にもそれなりの国の施策の中で行われている、地域消費喚起生活支援という形のものでございますけれども、これにつきましては国のほうからは五〇〇万円、道から二五〇万円で七五〇万円を受けて、村は一般財源として七五〇万円支出して一、五〇〇万円の総事業費を持って、この事業を進めてまいりたいなとこのように思っております。これはプレミアム商品券発行事業も含めた中での対策ということで、お考えになっていただきたいなと思つて、予算措置もこのように進めさせていただいているところでございます。

酒井元純議員 (再質問)

地域経済活性化対策、交付金の活用について、国の交付金、五〇〇万円、道からの二五〇万併せて、七五〇万円と、一般財源から、七五〇万円、合計、一、五〇〇万円をプレミアム商品券発行事業に活用したと言う答弁でありま

すが、なぜ、一般財源を使ったのか、国は、地域経済の活性化対策及び地域活性化等緊急支援対策交付金、この、地方創生先行型の活用については、国もプレミアム商品券の活用が地域経済に大きな効果があると言われ、殆どの市町村もプレミアム商品券を発行し、地域経済の活性化対策に活用していません。積みましの多い所で、4割増という、自治体もあります。ほとんどの自治体が、上積みや、今までより発行枚数を増やすなどの取り組みで地域経済の活性化対策に取り組んでおります。この取り組みは、地域経済に、アベノミクスを浸透させると言う、国の方針に基づき取り組みの一環として各自治体が活用方法に知恵を出して、地域経済活性化、地域住民生活支援対策に取り組んでおります。しかるに、泊村は、財源が厳しいと言つて、昨年より発行枚数を減らすなど、国の交付の目的、方針と泊村の活用に対する取り組みに全く理解できない。地域経済活性化対策交付金等を活用せず、なぜ減額されたのか、減額理由に、内容について、お伺いします。

牧野 村長

今の質問のことなんです。実際には私も、ある程度予算を確保しながら、その中で早急に国に対して助成を

してもらおうという考え方で、今回、この金額で進めさせていただいておりませんが、村として、やはり今、国が地方創生という言葉の中で、進められて去年からこの補正をもって財源で国の方は進めてございますが、村として先ほども、ほかの関係でお話したこともございますけれども、定住促進条例という形の中で、私どもは今日まで国が今やっていることを先立って、進めてきているという状態がございます。プレミアム商品券につきましても、今回は前年度と組数は少なくなってきましたけれども、春と秋に二回進めることに、私どもは国の助成以外にも考えてございますので、そこら辺を考えながら、やっていること、さらには人口ビジョンといいたましようか。やはり人口の歯止めということ、子供たちに教育養育費というところで、国の助成以外にもそれ関係する方々に進めている、助成しているというような形で、助成制度を行ってございますので、議員さんがお話しされたことについては、指摘は指摘として受けとめておきまして、村としてもやることをやっていきたいこのように思っております。

酒井元純議員（再々質問）

今回の交付金を定住促進の、子育て支援対策に活用されたという事ですがこれまで、泊村独自の政策としての位金額が支給されているのか、わかりませんが、今回の交付金の活用金額は、一、三〇〇万円を充当する事になっております。子育て支援対策も重要な政策ではあります。今回の交付金の目的は、地域経済活性化対策や、地域住民生活緊急支援対策と言うことで、この度の、活用の取り組みについて、納得がいけない。他町村の地域経済活性化の取り組み、地域住民に対する生活支援の取り組みは、国、道の考えに沿った、活用方法を考えた、取り組みをされている。泊村も地方創世の取り組みの目的に沿った活用を考えるべきと思いますが、再度、村長は地域経済活性化対策と、地位住民生活支援に対する取り組みと、プレミアム商品券の再発行の考えはないのか、お伺いします。

牧野村長

議員さん、おっしゃっております、十分やはり、村の観光施設、観光事業ということではないでございませすけれど

ども、村の活性化を進める上で、創世的な事業ということで、国の政策がとられてございますので、十分その辺を考慮いたしまして、これを今も進めております。そういう形の中で、やっていきたいなとこのように思っております。先ほど他の町村の施策についてお話しされておりましたけれども、それなりに村のみならず、他の自治体も違う形で政策を展開しているところもございませす。そこら辺を勘案しながら、村は進めていかなければならないというの十分考えてございます。実際、他の町村がやってないところでも、村

酒井 元純 議員

泊村観光振興の取組みについて

独自で旅館民宿の方々に対する、利用者に対する還元というのもやっています。これはご承知のことだと思っております。そこら辺がまた新聞紙上には載ってませんけれども、そういう形で政策は村独自で展開しているところもございませすので、そこら辺、総体的に考えながら、議員のほうもお考えになつていただきたいということ、村もそういう方向性で議員のお話するような考え方もつていきたいなと、このように思っておりますので、その辺、よろしくお願い申し上げたいと思いません。

基幹産業と、位置付けられております泊村観光の振興対策について、質問致します。泊村観光の基盤となる、も

いわ荘を解体し、今後、何をもち、泊村観光振興に取り組んでいられるのか、村民や、泊村の大事な財産である施設、もいわ荘を活用した観光振興の活性化を考えないで、何を核として観光政策を考えているのか、国で取り組んでいる地方創生でも、観光による取

番効果のあり、全国の観光による地域活性化に、成功している事例を多く照会しております。過疎化が進み、人口減少に悩んでいる多くの町村が、観光政策で地域の活性化に取り組んでおります。村長は、もいわ荘を解体した後、泊村観光振興策をお考えなのか、泊村の基幹産業である観光政策について質問致します。

り組みが、地域経済の活性化対策に一

牧野村長

泊村の観光振興の取り組み方について、まったく村はしてないんでないかという、そういうご質問でございますけれども、このご質問につきましては、前にも、議員さんと協議した中でお話しさせていただいたところでございます。まず一つは、村として今、進めているのは岩宇四ヶ町村で連携をもつて、広域的な観光の考え方ということと、それを含めた外国人の観光客誘致を考えた事業をプロジェクトを組みながら今、進めてございます。これは去年、おととしから進めている事業でございます。その他に岩宇四ヶ町村が地域振興をこの自治体ということで、北のアメ横の札幌市の物産の販売なども、ピリアルこれをしながら、パンフレットを作成して、そして進めさせている事業でございます。村の考え方は、先ほどもお話しした中には、観光事業ということでございますけれども、プレミアム商品券だつてこれだつて、一つの観光事業の一環ではないかなと私自身も考えて、これは消費関係の観点から生活支援にも当たるわけでございますけれども、それらを含めた中で進めているというふうにして、私どもは解釈しているところでございます。それと総合戦略の中で、今、村が

これからやらなければならない事業というものが、やっぱり水産関係についてもあります。これは具体化することによって、議員の皆さん方にお示しいかなければならないのかなと、このように思っておりますけれども、それらを含めた中で、検討していきたいなどこのように思っています。それと、もいわ荘の問題についても、いろいろお話されておりますけれども、これも行政報告でお話し申し上げましたような形で、やはり、もいわ地区は盃温泉郷という観点からすると、もいわ荘自体は中核施設だということで、これについては温泉施設というものがございまして、これを十分考慮した中で、村は観光産業の一つとして進めていきたいなとこのように思っております。それらも含めて、いろんな各分野の観光にかかわるところの政策については、議員の皆さん方と協議しながら、いろいろと関係団体等も含めて、村の政策を進めてまいりたいなとこのように思っておりますので、その点よろしくお願ひ申し上げます。

酒井元純議員（再々質問）

泊村の基幹産業である観光の取り組みで村長の答弁の中で、岩宇4か町村で、連携した取り組みについて、お話しがありました、以前から、連携した

取り組みを言われて来ましたが、連携した取り組みの結果、泊村の観光振興にどの様な相乗効果があったのか、現実的に効果が現れて来ているのか、その事が重要で、泊村観光政策につながる政策、取り組みであるのか、あつたのか、検証されているのか、わかりませんが、目に見えた、観光政策は、私には実感として見えてこない、これまでの観光振興の取り組みを見て、新たな、泊村独自の取り組みがない、この様な現状をどうするのか質問しているわけです。観光の取り組みで重要なのは、泊村でしか体験できないもの、泊村にこなければ食べられないなど、泊村独自の観光メニューの開発が必要で、地域資源を活用した、スポーツ、ツーリズムの取り組み等々、泊村でしか体験できない、食べられない、こうした取り組みで、成功している町村が多くあるわけで、観光客が来る事によつて、地域経済に波及効果がある。いろいろな取り組みによつて、人との交流が生まれ、泊村を愛する。リピーターが増える事により、観光振興が図られる、その観光への取り組みの拠点核となる施設が、もいわ荘であると、再三言ってきました、もいわ荘を解体した後の、観光振興政策について、具体的な、取り組みについてお伺いします。

牧野村長

今のご質問は、もいわ荘の関係でございますか。私も何回もお話ししておりますけれども、今の施設の中を改修して、そして使えるという状態であれば、これは私はそのほうで進めさせていただいてもらいたいということ、お話しさせていただいておりますけれども、実際に建物が平成六年の建物で二十年足らずでございますけれども、実際の今の施設が、大変申し訳ないけれども、地下水が湧いて、地下に冬から春にかけて、水が施設の中に浸透してきて、ボイラーの施設が全部、破壊されるような状態にあるという、まずこれが一点でございます。それと、それが関係して、やはり施設内の内部がカビ臭くなつてきている、なおかつ塩害というものも含めた中で、本来ならば鉄骨鉄筋づくりですから五十年もつというような形になりますけれども、そういう状態になつたということが、まず今言っている一つの原因ですが、それを含めて、これはやはり違う角度からしていかなければならないということ、議員の皆さん方にお話し申し上げてきたところでございますから、もいわ荘を今、解体することによつてなくするということは、到底、私自身は考えておりません。やはり温泉施設

というものは、これ今までの状態からすると、当然、消滅することができませんので、それを利用した中で、施設づくりを考えていかなければならないように思っているところでございます。

酒井元純議員（再々々質問）

泊村の基幹産業である観光の取り組みで、もいわ荘の建物の内情について、質問しているわけではなく、もいわ観光、盃温泉郷として、もいわ荘を解体した後の、観光政策について、質問しているものであつて、もいわ荘の解体の理由を質問しているわけではありません。村長は、これまで、観光客の減少は経済の不況が原因で、宿泊客が減少し、通過型観光が支流になり、従来型の観光の見直しが急務だといわれてきました。泊村として、どの様に見直し、観光振興に取り組んできたのか、その政策、結果が全く見えてこない、本当に真剣に見直し、泊村振興、活性化について、検討されたのか理解できない。基幹産業である観光地域、盃温泉郷の核となっていた、もいわ荘、重要な観光施設もない、これといった名物もない、自慢できる食材もない、自慢できる伝統芸能もない、これで、泊村観光振興にどのような取り組み、施策を考えているのか、再度、観光振興、活性化と、地域資源の、開発に対する考えをお伺い致します。

牧野村長

観光振興の村の取り組みを今後どのような形でもっていくのかというご質問でございます。先ほど言いましたように、岩宇四ヶ町村を主体とした中で、の取り組みの広域的な対策、それと村の自然な美しさ、さらには商工業、観光業、水産業を含めた、食べ物の方策をいかにして、これから進めていくべきとか、さらには施設、鯉御殿、アイセンターそれからパークゴルフ場とか、スポーツ振興、さらには文化的な、そういう関係の施設づくり、それを含めた中の総合的な村の貴重な財源をPRしながら、観光施設に取り組んでいきたいなとこのように思っておりますので、そのようにお答えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

三浦 光博 議員

空き家対策について



国の防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある空き家等の活用を促進するための「空き家等対策の推進に関する特別措置法」を公布し平成二十七年五月二十六日から全面施行されました。空き家等の所有者や管理者の責務はもとより、空き家等の状況を把握することのできる市町村に対し国の指針に沿った対策計画を策定する責務と権限も明記されました。

泊村においても倒壊や破損状態の空き家が存在します。このことから次の点について質問いたします。

倒壊の恐れや景観を著しく損なう場合は市町村が「特定空き家」と認定し所有者や管理者に対して撤去や修繕を指導、勧告、命令ができるようになりますが、泊村において「特定空き家」と認定されるような実態はありますか。

空き家などについて、処分に悩む所有者や管理者からの相談や、近隣住民からの苦情にえられる仕組みづくり

が必要であると考えますが、泊村の現状をどのように把握し、今後どのように取り組む考えですか。空き家問題は、地域住民の生活環境に、深刻な影響を及ぼす可能性があるばかりではなく、人口減少を招き、定住促進政策による行政運営にも大きな影響があると思いますが、空き家などの活用についてどのように考えますか。

牧野村長

空き家対策について、答弁をさせていただきます。ただきたいと存じますが、議員からは、三つに絞ってご質問させていただきますので、それぞれお答えをさせていただきます。まず一つ目な空き家に認定されるような状態はありますかというご質問でございます。私どものほうと特定空き家のかかるところの認定について、昨年、後志総

合振興局の紹介によって、実態調査を行いました。ある程度把握しているところでございます。その中で、家屋の関係の内部までは承知しておりませんが、外装の状態を見てですね、特定空き家と認定されるような実際の家屋は、今のところ二十八件というところでとらえてございます。これは昨年の関係で調べてますから、実際には三、四件は増えているのかなと、このように思っているところでございます。次に二点目でございます。泊村の現状をどのように把握し、今後どのような取り組みをとることで、ご質問されております。これにつきまして、私どもとしましては特定空き家に関する関係も定住促進条例の中で、廃屋ということが、これは空き家ではないわけですが、廃屋に類するところについては、最高限度額五十万というところでの助成を行っております。これは解体するという状態の中であれば、私共で審査して、それに対して助成するというふうな形をとっております。廃屋についてはどうなのかということでございますけれども、これにつきましても、後志総合振興局、これは建設指導課のほうで取り扱っておりますけれども、平成二十六年五月二十三日に施行した要綱がございます。それらを見極めながら、後志空き家バンク協議会というのが設立されております。これは三問目にもお話ししてまいりたいと思っております。それ

に基づいた中で登録を村はさせていたいただいて、そして、今日まで来ているというような状態になってございます。今後どのように取り組むお考えですかというところでございますので、その協議会を通じて、今、進めているところでございます。次に三つ目でございますけれども、これからは村としては、空き家の活用についてどのように考えますかということ、行政運営上のことについてお聞きされてございます。二番目でお話ししましたように、私どもは平成二十三年度に廃屋と空き家の対策協議会を後志は実施されております。先ほどお話し申し上げました後志空き家バンク協議会というのが、くどいようですけれども、平成二十六年五月二十三日に施行されて、それに伴って、その協議会自体は、後志に空き家バンクのホームページを開設して、その物件の売りたい、貸したい、買いたい、貸したいというふうな状態の情報提供をしていただいた中で、これらのものを協議会、特に不動産会社が、これに加入されてございますので、そこから辺の取り扱いをさせていただきながら、これらの相談があった方々については、解決しているところでございます。これにつきましても、なかなかそれだけの物件が家屋のみならず、流木だとか、それからそれに付随して土地の問題も出てまいりますので、一概になかなか廃屋だから、それを行政がどうのこうのするというようなことに

は、大変難しい諸条件がついてまいります。その物件の家族の状況も全て含めた中で、これらの対策を講じていかなければならないのかなと、このように考えているところでございます。いづれにしても、村としては協議会に加入してございますので、その協議会との連携を含めながら、これからの空き家対策をどのような形で進めるべきかということは、当然これは必要不可欠な状態でございますので、これらを含めて、いろいろと協議しながら、対策を講じていかなければならないなとこのように考えてございます。以上、三つの案件についてのご質問については、このようにしてお答えさせていただきましたので、よろしくお願ひします。

三浦光博議員(再質問)

現時点で二十八件程度、特定空き家と認定される廃屋と調査結果のご報告がありましたけれども、敷地内にかかわる立木、その他草花等も含めて、総体的にその土地に付随する工物とそういうものが含まれるというご認識です。まさにその点はご理解いただいていると思います。特定空き家として認定された場合には、指導、監督、命令と法律の適用がなされるのだから、当然その実態をしっかりと確認

して、国が示している基本方針を基にして、泊村自体で独自に空き家対策計画、こういったものを策定する必要があるのでと思うのですが、その辺についてご答弁をいただきたいということ、泊村に生活の根拠を置いて、ここで人生を過ごして、子育てをしながら、泊村に貢献された方々が、いろんな事情でその家に住むことが出来なくなつたという現実がある中で、簡単に空き家と危険だから、解体しなさいということ、輕輕に申し述べるといってはあります。色々な思い出の詰まつた空き家があるわけですから、そういった思いも共有できると思っております。国が空き家対策というものを向けて、現実にこの空き家という地域の中に存在するそういう建築物にあらわれて、さらに地方が衰退している現実の中で、村長が村政の柱としての住んでみたい住んでよかつた村づくりにも、大きく影響すると思っております。少子高齢化対策というものは、日ごろから、議会でも議論されておりますけれども、そういった観点で、今後、空き家等の活用、村として積極的にUターン・インターンを働きかけるなど、それには働く場所の問題、まさに地域づくりの総合的な観点から、進めなければならぬ政策だと思っております。将来に向かつての泊村の村づくりについても、この空き家等の対策は重要な要素ではないかと思っております。この二点についてご答弁をいただきたいと思

牧野村長

ます。

この問題は、ご承知のとおり、高齢化時代、尚且つそれぞれの地域人口が減少しているという状態であり、これがより一層、続くものと思っております。これがより一層、続くものと思っております。このほうとしては平成十年から定住促進条例を掲げさせていただきまして、人口の歯止め対策ということで、いろんな施策を今日まで進めさせて来ていただいております。それで議員からのご質問でございますけれども、国の指針ということで、この実態を把握して市町村は、やはりその対策を講ずべきか、特に泊村の場合もそれは然りであるということでございます。それで私もとしましては、これからの取り組みとして、先ほどお話し申し上げました、後志の空き家バンク協議会、こちらのほうといろいろと協議をさせていただきながら、これから向かって村がしなければならぬということ、やはり実態は把握してございますので、それらを含めた形で、その実態を登録制と言いますか、ご本人方がもしその空き家を利用していただきたいなとそういうことであります。登録制を進めていきたいなとこのように考えてます。それには先ほどお

話し申し上げましたところの建物、物件はもちろんのこと、流木も含め、それと土地の問題も含め、さらには、その家族の状態を含めた中で、それをきちんとそれなりの処理をすることができるといことも条件が、私は大切かなと思っておりますし、もしなければ、大変なことになりますので、それらをクリアした中で、申し込みさせていただいた中で、それで、その空き家対策の物件についてはどうするべきかということに対応していきたいなとこのように思っております。一番目は今言った実態をとらえた中で、今言った諸条件をクリアした中で、そして、それに登録していただいて、その物件について、どうするかとそういう方向性でもっていききたいなとこのように思っております。期間的にはいつかということにはならないと思っておりますけれども、それも十分協議会等把握させていただきながら、進めさせていただきたいなとこのように思っております。それと市町村の責務ということで、これは強制的な計画ということではないわけですけれども、それを含めてこの条項の中には、特別措置法、これは平成二十六年のこのように施行されたものでございますけれども、議員から指摘ありましたように、平成二十七年五月二十六日から施行という形になっておりますけれども、そういう中で計画を含めた、そういう特別措置法になって

から、進めていきたいなとこのように思いますので、その辺、よろしくお願ひ申し上げたいなとこのように思っております。

三浦光博議員(再質問)

後志空き家バンク協議会との整合性を持った上で進めていきたいとの事ですが当然、空き家等の所有者との色々な整理しなければいけないところがあるというご認識だと思っておりますが、情報共有という観点から、必要ではないかと思っております。ですから、国の指針に基づいて対策計画をつくるという意思を答弁から感じたんですが、その認識でよろしいですね。ですから、その計画を立てるにあたって、地域会を巻き込んでご協力をいただいて、実態を把握して、その情報を行政と共有しておくということが必要じゃないかと思うのです。

ですから、その辺の連携も含めて、今後取り進めることが必要でないかと思っておりますが、村長はいかがお考えですか。地域会との連携ということについてどうお考えかお答えいただきたいと思っております。それと廃屋解体助成制度という村長の最初の答弁で述べられておりますけれども、実は判断基準が非常に曖昧で使い勝手が悪いという声が住民の間にあります。解体したくても、

廃屋解体助成制度に適合しないという判断は住居としての使用に耐えることが著しく困難だという基準だと私は理解するのですがその辺どう考えるのかと思うのです。これは、泊村が先行的に実施した政策ですから、類のない施策として、注目を一時は集めました、判断基準によって、経費の問題等でできない、断念せざるを得ない、それが結果的に倒壊するという現状を生むということになり地域住民に悪影響があります。今後、秋、冬に向かつて、強風や積雪やいろんな意味で、倒壊の状態にある、あるいは倒壊する恐れがある、いうところの空き家等が、やはり存在してると思うんです。ですから、そういった季節に向かつて、いち早く対応しなきゃならない、こういった思いも含めて、早急に廃屋等の助成制度をしっかりと細かい基準を住民に示す必要があるのではと、思うのですが、その考えについてご答弁をいただきたいと思っております。

牧野村長

まず、地域との連携ということのご質問でございますが、これ当然、今までいろいろと廃屋の関係でも含めてのいろんな関係については、その身内の方々が、それぞれの村のほうに相談されて、そして廃屋に該当するか

否かということ、ご相談に来てお
ります。そういう中で、これは地域の
方に伝わっているかどうか別にしまし
ても、その辺の関係につきましても、
大変厳しいものの中にはあるのかなと
思っております。所有者の考え方にあ
るわけでございますから、そこら辺は
きちつとなされた中で、地域の方々に
もお話申し上げたり、相談ということ
であれば相談ということにもなりかね
ないんじゃないかなと、このように思
いますけれども、いずれにしても所有
者の考え方に沿った中で、進めさせて
もらうよう考えてございます。それと
廃屋に対する基準は倒壊、保安上の危
険というそういう著しい、または衛生
的な面も含めた中で、管理がどうなの
かということ、私どものほうは、そ
れなりの基準、考え方をもって、いま
では廃屋の解体などをさせていただ
いているわけでございます。そういう中
で、家屋のその家の内部はどうなの
かと含めた中で、それなりの考え方を
持った中での措置をしているわけでご
ざいますけれども、これ直したら使え
るんじゃないかと、いろいろとそれを
協議しながら、さらにはまた、近隣の
方々のいろんな自然災害に対して迷惑
かかるとかという、そういう物件であ
れば、これはなかなか、それについて
は内部を直してそして外観も直して
使ってくださいよということにはなら
ないのかなと思っておりますので、総
体的なことを考えて廃屋の措置をさせ

ていただいておりますけれども、いず
れにしても、そこら辺の基準につ
いてを、どうするかということも項目
を含めた中で組織していきたいなど廃
屋に該当するか否かというものについ
ては、項目の中で措置していきたいな
とこのように考えてございます。いず
れにしても、定住促進条例を私共
考えてございまして、やはり、いかに
して村の方に住んでいただきたい、い
ただけるものという形でこれからも処
理していかなければ、当然ならないわ
けでございますけれども、少しでも人
口の歯止め、少子高齢化対策に十分配
慮できるような方策を、これからも検
討させていただきたいなどこのように
思っております。

三浦光博議員（再質問）

いろいろとやり取りをさせていただ
きましたけれども、基本的には空き家
対策計画を策定するという前向きのご
答弁ということで判断させていただき
ます。

空き家等が、現実には二十七件ほどあ
る泊村の現状を見ますと、本当に寂れ
てきたなという方もおりますし、今後、
村はどうなっていくかという不安
に思われている方、心配される方もお
ります。今後、持続可能な村づくりを
進めていくにあたって、こういった

廃屋対策、空き家等の対策が、村政の
中に位置づけられると思います。です
から、地域住民の声を聞く、そのため
には地域会との連携も必要だという視
点で質問したつもりですけれども、そ
ういった思いを含めて、今後、策定計
画の中に盛り込んでいっていただけれ
ばと思います。



議会を傍聴してみませんか

手続きは簡単です

住所・氏名・年齢を受付簿に記入
するだけの簡単な手続きです

お気軽にどうぞ…

(尚、傍聴人は、傍聴席での飲食又は喫煙は、泊村議会傍聴規則により禁じられております。)

議 会 日 誌

平成二十七年六月二十四日
平成二十七年九月十八日

6月

24日・後志総合開発期成会道内要望
(札幌市 議長)

7月

5日～7日

・全国原子力発電所立地市町村議
会議長会役員会及び総会
(東京都 議長)

7日～8日

・北海道町村議会議員研修会
(札幌市 議長・副議長・各議員)

10日・衆議院議員中村裕之君を励ます
会政経セミナー
(小樽市 議長)

13日・泊発電所環境保全監視協議会
(札幌市 議長)

14日～15日

・後志総合開発期成会中央要望
(東京都 議長)

18日・第四十四回群来まつり
(盃海水浴場
議長・副議長・各議員)

21日・国道二二九号余市・岩内・島牧
間整備促進期成会総会及び要望
会(余市町・小樽市・札幌市
議長)

26日・第三回第三地域会ふるさと祭り
(照岸・糸泊地区集会所 議長)

8月

2日・茅沼地域七夕まつり
(茅沼地区集会所 議長)

3日・第4回臨時会

- ・工事請負契約の締結について
- ・工事請負契約の締結について
- ・工事請負契約の締結について
- ・動産の取得について
- ・動産の取得について

・原子力発電所対策特別委員会
・原子力発電所視察について

4日～5日

・全国原子力発電所立地市町村議
会サミット実行委員会
(東京都 議長)

4日・むつみ荘合同慰霊祭
(小樽市 副議長)

・平成27年度泊村戦没者追悼式
(泊村公民館 副議長)

6日・防災センター移転に伴う見学
(共和町 議長)

8日・第四十三回いわない怒涛まつり
(岩内町 議長)

10日・自民党道民会議議員会会長村田
憲俊氏意見交換会
(岩内町 議長)

13日・第五回泊村サッカー交流大会懇
親会
(平安荘 議長)

22日・第三十五回共和かかし祭
(共和町 議長)

・真狩村開基一二〇周年記念式典
(真狩村 議長)

25日・原子力発電所対策特別委員会
泊発電所周辺地域原子力防災計
画の修正(案)について

27日・後志町村議会議員研修会
(寿都町
議長・副議長・各議員)

9月

3日・議会全員協議会

- ・泊村社会福祉協議会の現状に
ついて
- ・岩内協会病院への財政支援に
ついて
- ・指定管理に伴う茅沼診療所の
運営状況及び平成二十六年
度政策的医療交付金について
- ・指定管理に伴う老人ホームの
運営状況等について

- ・第一期泊村子ども・子育て支
援事業計画
- ・第六期泊村高齢者保健福祉計
画

・第四期障がい者計画・障がい
福祉計画

□障がい者計画

□障がい者福祉計画

・泊村健康増進計画

5日・村田のりとし後志政経セミナー
(岩内町 議長)

- 16日・議会運営委員会
- ・第三回定例会の会期について
- ・一般質問の通告について
- ・決算特別委員会の設置につ
いて

・意見書の提案について
18日・平成二十七年
度泊村敬老会
(泊村公民館 議長)

編 集 後 記

「議会だより」第一五七号をお届け
いたします。

今回は、六月の第二回定例会と第二
回臨時会第三回臨時会及び第四回臨時
会で審議した議案と、第二回定例会に
おける一般質問の内容について編集し
ました。

是非ご覧になって、村の方針や議会
活動もご理解願いたいと思います。

また、議会だよりに対するご意見、
ご要望等がございましたら、遠慮なく
議会事務局までご連絡下さい。

議会だより編集委員会

結 城 智
三 浦 弘 文
宇 留 間 文 宣
小 林 常 次
吉 田 茂 樹